

# 仕 様 書

## 1 業務名

白石区土木センター機械警備業務

## 2 業務の目的

警備対象物件に係る火災・盗難・破壊等の予防、早期発見及び拡大防止等のため実施するもので、業務遂行にあたっては、「警備業法（昭和47年法律117号）」等の関係法令を遵守すること。

## 3 業務実施方法

機械警備及び巡回パトロール業務

## 4 業務実施期間

令和7年10月1日8時45分から令和12年10月1日8時45分まで  
（令和12年10月1日0時から8時45分の間の警備は令和12年9月分業務として扱う。）

## 5 警備対象施設

### (1) 施設名称

白石区土木センター

### (2) 所在地

札幌市白石区本通14丁目南5番32号

### (3) 施設概要

【事務所棟】平屋建RC造 延べ面積：769.54㎡

【車庫棟】2階建S造 延べ面積392.30㎡

【整備工場棟】2階建S造 延べ面積：256.50㎡

【書庫棟】2階建S造 99.36㎡

配置図・平面図は別紙のとおり

### (4) 庁舎利用者数

職員数：約36名

## 6 業務担当時間

### (1) 機械警備業務

対象施設は事務所棟、車庫棟、整備工場棟、書庫棟の計4棟とする。

### (2) 巡回パトロール業務

事務所棟を含め構内全体の保安及び安全確認を行い、主に各施設の施

錠点検及び所要の措置、構内の不審者の排除並びに不審物の有無の確認等を行う。

巡回時間は、機械警備中とし、「昼間巡回」、「夜間巡回」ともそれぞれ毎日実施時間を変え、最低1回行うものとする。

① 昼間警備（巡回）

土曜日、日曜日、祝日、 年末年始 (12月29日～31日及び1月1～3日)	8時45分～17時15分
---	--------------

② 夜間警備（巡回）

毎日	17時15分～翌日8時45分
----	----------------

7 機械警備開始と解除

警備の開始は、委託者（清掃作業員を含む）（以下「委託者」という。）の最終退庁者が防火、防犯等に必要な処置をした後、制御盤により警備開始信号を受託者に送信後とする。また、解除は委託者の最初の入庁者が制御盤により警備解除信号を受託者に送信後とする。

8 ユーザカード

本業務のため、委託者は受託者に事務所棟のユーザカードを貸与し、受託者の責任において保管する。

9 業務計画書

受託者は、警備業務の実施にあたり、予め自動警報機等の機器設置場所及び巡回経路、警備員名簿を記載した警備業務実施計画書を作成し、委託者に提出するものとする。

10 警備機器の設置

受託者は、上記警備対象施設に自動警報機を設置するものとする。また、当該警報機が正常に作動しているかを確認し得るに必要な機器を、受託者の警備本部に設置するものとする。

11 警備業務の対処

- (1) 受託者は、警備時間中管制担当者を定め、受託者の警備本部に設置する機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確立するものとする。
- (2) 受託者は、警備時間中契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い、必要な措置を執らしめるものとする。

## 12 警備機器の保守管理等

- (1) 受託者は、警備機器の正常な機能を維持するため、毎月1回保守点検を行うものとする。また、受託者の警備本部において、毎日警備機器の正常な機能を点検するとともに、正常作動を確認し、万一当該警報機の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。
- (2) 受託者の設置した警備機器・工事配線等について、契約期間中に故障等業務遂行に支障が発生した場合は、下記(3)の場合を除き受託者が費用を負担し補修対応するものとする。
- (3) 契約期間中に委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した警備機器等を棄損、紛失せしめた場合は、委託者はその実費を受託者に支払うものとする。

## 13 警備機器の撤去

契約終了後又は中途解約時において、委託者の物件に設置された警備機器・部品の撤去に伴う費用は受託者の負担とする。

## 14 原状回復の義務

受託者は、警備機器の設置、修繕又は撤去等に係る工事に伴い、委託者の物件に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

## 15 委託業務実施報告書の提出

受託者は、毎日の警備状況の異常の有無及び処置内容等を、委託者に次の各報告書を提出するものとする。

- (1) 警備業務委託月報報告書
- (2) 警備機器設備の保守点検報告
- (3) 異常事態発生に伴う緊急要員派遣報告書

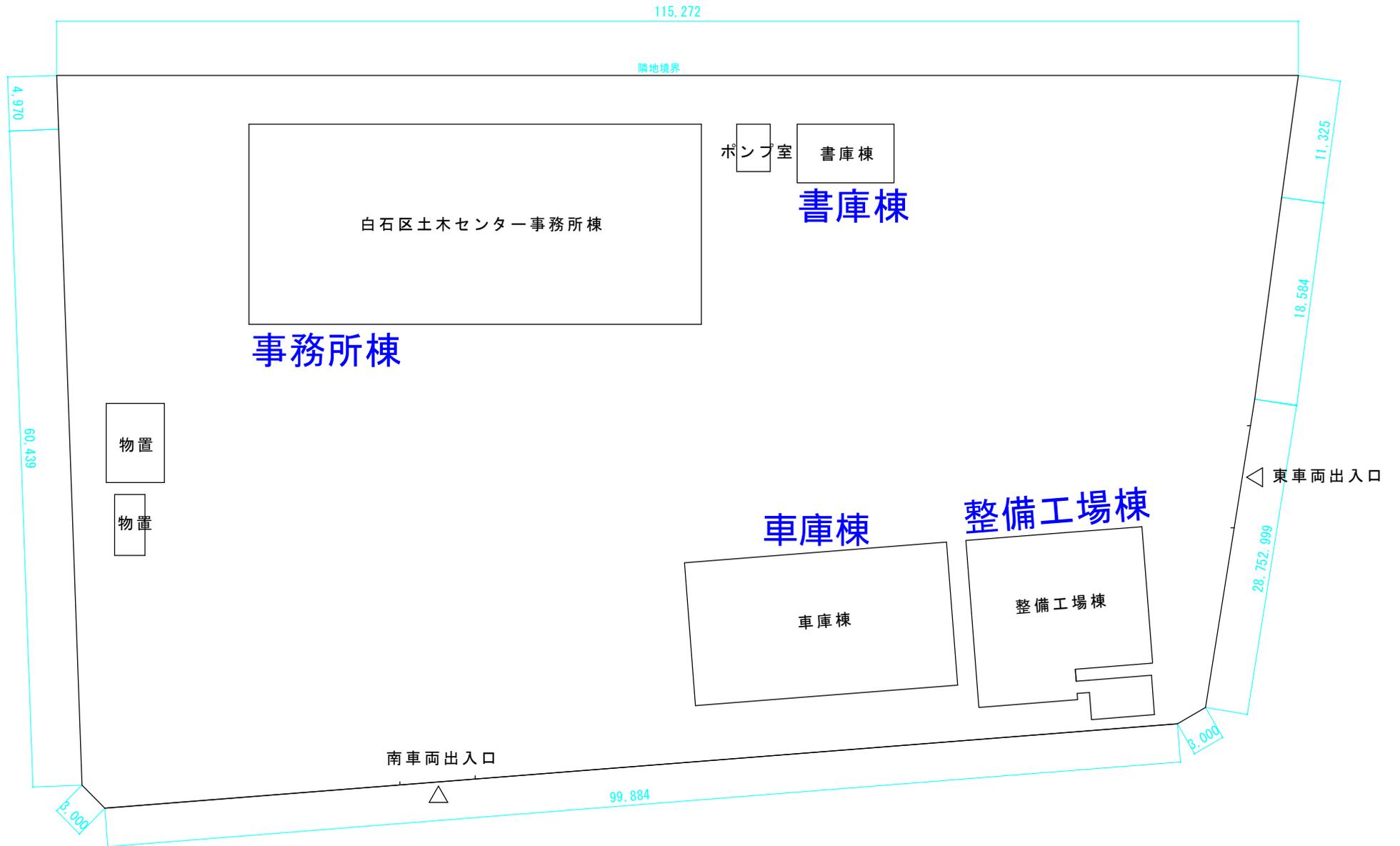
## 16 従業員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意し、事前に委託者の承認を得ること。

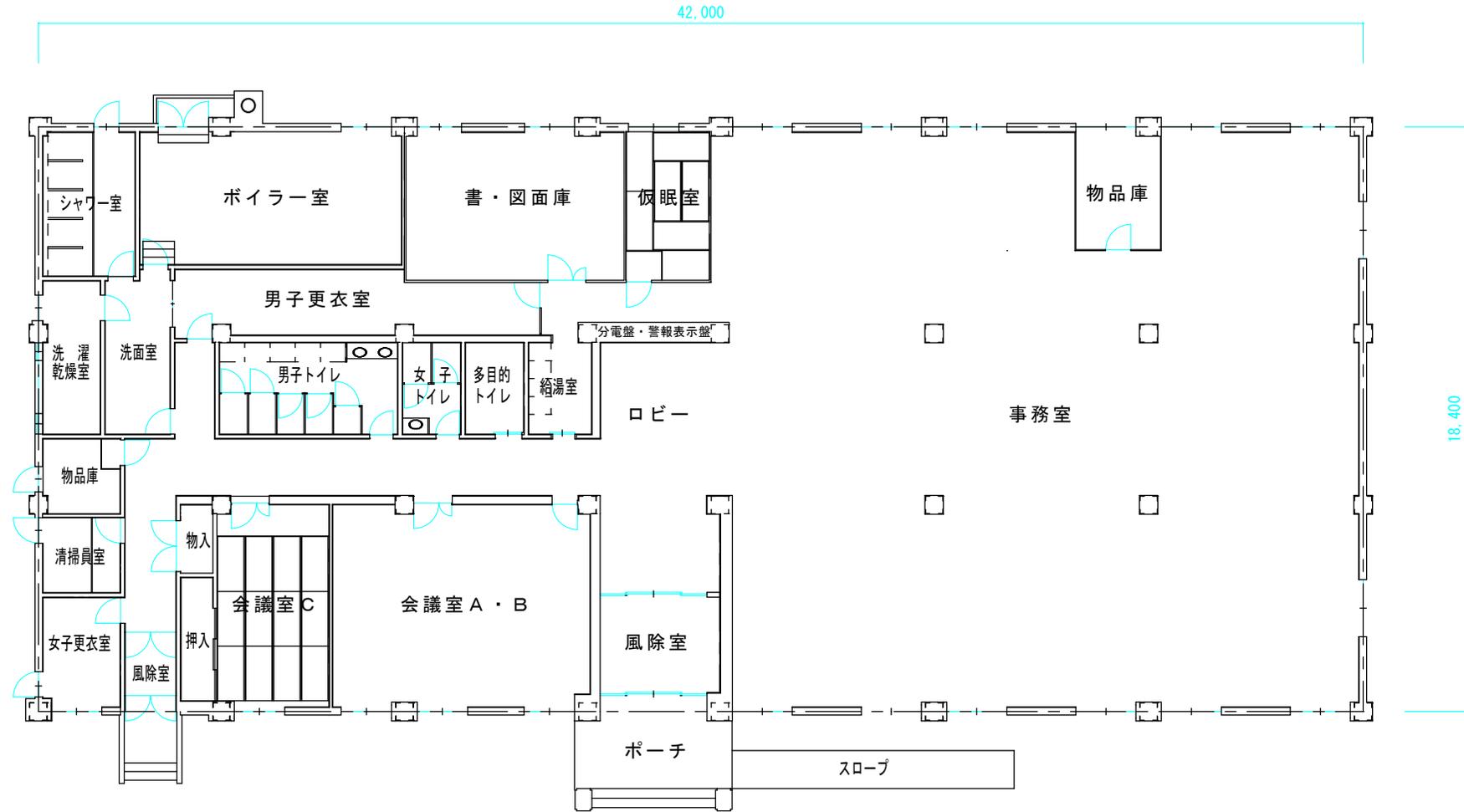
## 17 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、委託者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合、受託者は委託者に必ず報告し、指示を受けるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し改善を図るものとする。

白石区土木センター構内配置図 S=1/500



# 白石区土木センター 事務所棟 平面図 S=1/200

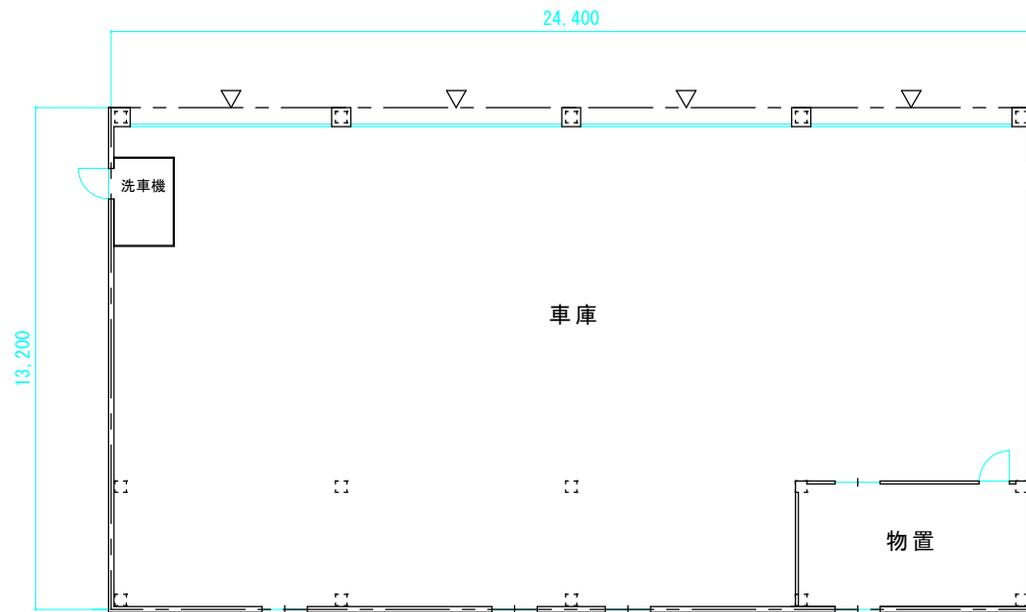


## 事務所棟

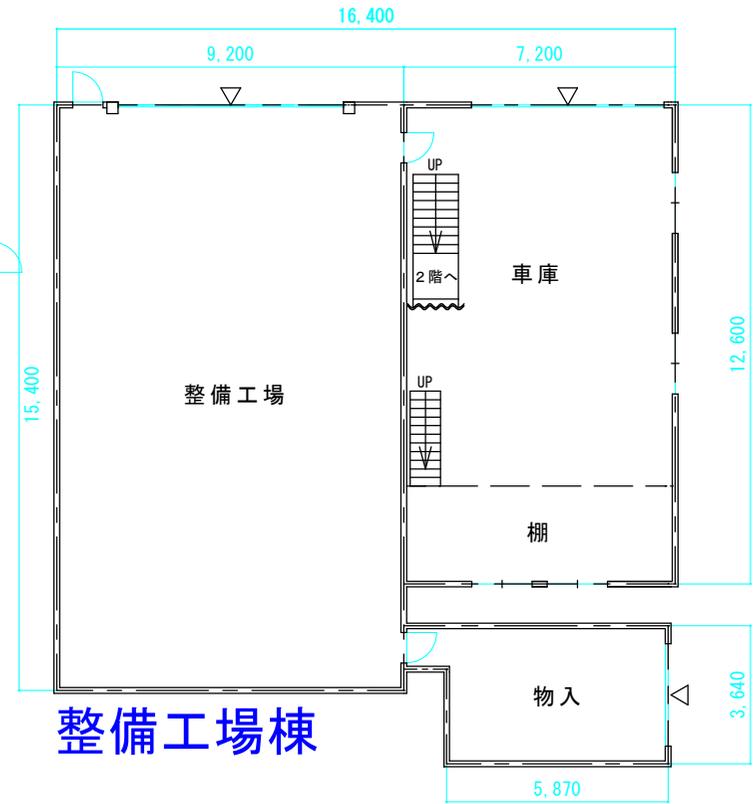
名称 白石区土木センター  
住所 札幌市白石区本通14丁目南  
構造 鉄筋コンクリート造 平屋建  
床面積 769.54㎡  
建築面積 785.92㎡

白石区土木センター 車庫・整備工場棟 S=1/200

1 階

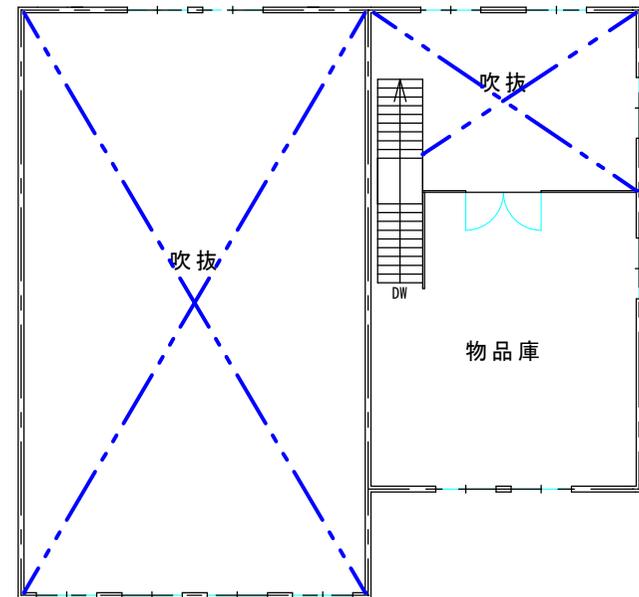
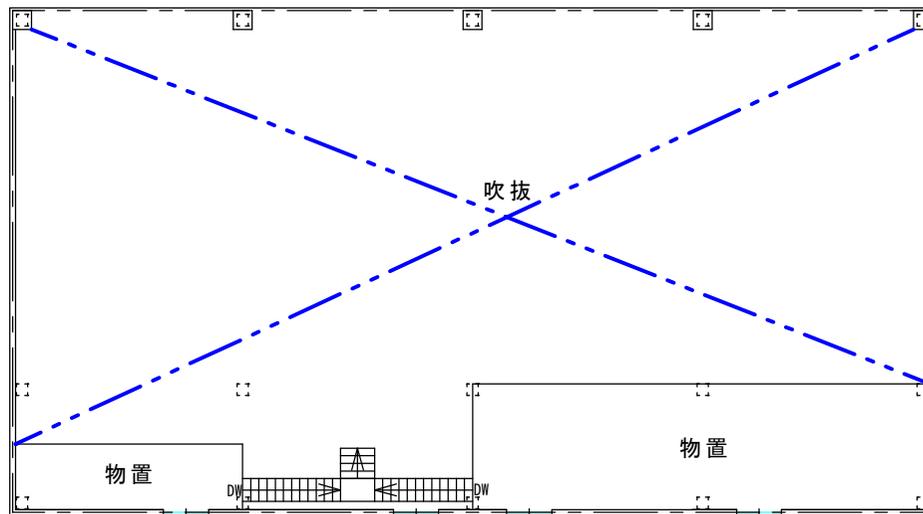


車庫棟



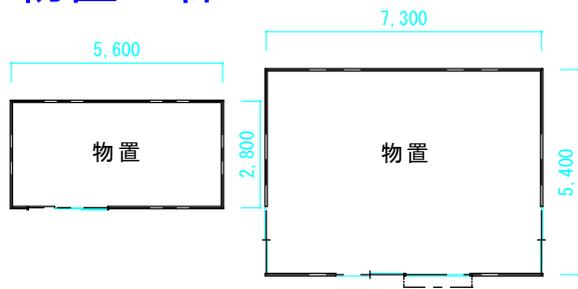
整備工場棟

2 階



白石区土木センター 書庫棟ほか 平面図 S=1/200

物置 2 棟



ポンプ室



書庫棟

